

佐渡航路の安定運航に向けての支援、拡充等を求める意見書

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡島民にとって本土とを結ぶ唯一の足であると同時に生活物流の生命線であり、佐渡汽船株式会社は公共輸送機関の役割を担っている。

佐渡汽船株式会社は、平成 30 年 10 月 31 日に北陸信越運輸局へ定期航路である寺泊赤泊航路の廃止届を提出した。輸送人員などの減少に歯止めが掛らず業績が好転しないこと、機関員の確保ができないことをその理由としているが、これは島民生活に大きな影響を及ぼしかねない事態である。

離島にとって航路は本土とを結ぶ生活道路であり、地方公共団体による整備と維持がなされるべきことは自明の理である。しかし、赤字航路廃止が当然であるとの論理が、まかり通れば、近い将来、貨物運賃の値上げや直江津小木航路の運航期間短縮などが示されることも容易に想像される。有人国境離島特別措置法による地域社会維持交付金により、航路運賃の低廉化や島内生産品目の海上輸送費への助成がなされ、離島住民の定住環境等の改善を目指している最中、このような方向に進むことを我々は断じて認めることはできない。新潟県は、佐渡汽船株式会社の筆頭株主であり、且つ離島の公共交通を堅持すべき立場でもあることから、島民の生活向上に向けて適切な対応をとる責務を有していると思料する。

よって、佐渡市議会は新潟県に対して、下記項目について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 新潟県は離島振興対策に係る組織の充実・強化を図り、航路の保全・管理や振興に関する諸施策を積極的に推進すること
- 2 新潟県は佐渡汽船株式会社の経営上の問題点となっている、老朽化した船舶の更新に向けて、離島を有する長崎県や鹿児島県の例に習い、県の責任において必要な支援制度を早急に創設すること
- 3 新潟県は赤字離島航路の運航にかかる財政負担について、県及び各市町村間の調整を行うこと
- 4 新潟県は佐渡汽船株式会社に対し、経営改善について、更なる企業努力を行うよう強く指導するとともに、公共交通機関として透明性確保のための情報開示に取り組むこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 21 日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦